

令和7年度第3回印西市景観審議会会議録要約

日 時	令和7年11月17日（月）午後3時から午後4時10分まで	
場 所	オンライン会議	
出席者	委 員	斎尾委員、滝沢委員、市村委員、藪谷委員
	印西市	都市建設部：藤崎部長、加藤参事 都市計画課：山崎課長、麻生課長補佐、中島係長、椎名主査、伊藤主任主事
欠席者	木下委員	
傍聴者	9名（26会議室）	
議 題	議案第1号 印西市中央北一丁目2番1地先のデータセンター開発事業に関する景観審査 (答申案)について	
資 料	• 次第 • 事業者資料 • 答申案	

議事の概要	
事務局	<p>本日はお忙しい中ご参加いただきまして誠にありがとうございます。令和7年度第3回印西市景観審議会につきましては、会長をはじめ、委員の皆様との日程調整の中で、一堂に会する日程調整が難しく、オンライン会議方式での開催とさせていただきます。本日の会議進行につきましては、都市計画課の麻生が務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、報告事項が3点ございます。1点目は、審議会開催要件の報告でございます。本日の出席委員は、委員5名のうち4名の出席をいただいており、印西市景観条例施行規則第19条第3項の規定により、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。なお、木下勇委員におかれましては本日欠席でございます。2点目は、会議の公開および傍聴についてでございます。当審議会は、印西市市民参加条例の規定により、公開とさせていただきます。なお、本日はオンライン会議方式のため、印西市役所の26会議室にてモニターでの傍聴対応とさせていただきます。本日の傍聴者は9名でございます。傍聴の方々に申し上げます。写真撮影・録画・録音等はお控えくださいようお願いいたします。3点目は、会議の録音でございますが、会議録を作成する都合により録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。報告事項は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、①次第、②事業者からの改善案、③答申（案）の計3点でございます。資料はよろしいでしょうか。それでは、令和7年度第3回印西市景観審議会を開催いたします。議事進行につきましては、印西市景観条例施行規則第19条第2項の規定により会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、斎尾会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい。それではしばらくの間議長を務めさせていただきます。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名について、</p> <p>本日会議録署名委員には滝沢委員、よろしいでしょうか。</p>
委員	はい、了解いたしました。
議長	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>議事次第第2、議案第1号の審議に入ります。本日は9月19日および10月17日に開催された第1回及び第2回の印西市景観審議会に引き続きまして、議案第1号、印西市中央北一丁目2番1地先のデータセンター開発事業に関する景観審査答申案について審議したいと思います。事務局の方から経緯の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第1号について、ご説明いたします。</p> <p>本日ご審議いただく議案でございますが、「印西市中央北一丁目2番1地先のデ</p>

ータセンター開発事業に関する景観審査（答申案）について」でございます。はじめに、第1回及び第2回の景観審議会の内容について、簡単に振り返りをさせていただきたいと思います。9月19日に市長の諮問に応じ、第1回印西市景観審議会を開催いたしました。

第1回目の審議会では、冒頭事務局より、本計画地におけるデータセンター開発事業計画の経緯や申請手続きの状況、また周辺住民等の声、テレビやマスコミ等の報道の状況などについてご説明をいたしました。また、本市の景観計画や計画地における景観形成基準や開発事業者より提出された事前協議書の内容と、あらかじめ事務局より、事業者が景観の面において、どのように考えて配慮等を行った計画・設計であるのかについて確認を行っておりましたので、その回答について委員の皆さんに共有をさせていただきました。最後にその時点での市の書類審査状況をお示ししてご審議いただきました。

委員の皆様から様々な質疑がございましたが、再度事業者に対していくつか質問項目が出ましたとのと、次回の会議では直接事業者と審議会との間で質疑を行いたいとなったものでございます。

続いて第2回審議会は10月17日に開催されました。第2回審議会では、事務局より第1回審議会の振り返りと第1回審議会で委員の皆様から出された質問事項に対する事業者の回答などについて説明を行ったのち、開発事業者及び建築設計者に出席いただき、直接委員の皆様からご質問やご意見に対する説明を求めました。様々なご質問に対して、一部事業者側の持ち帰りによる検討事項がございましたので、ご説明いたします。

本日の配布資料のカラー刷りの資料「第2回景観審議会－質疑事項に対する回答」と題された資料をご覧ください。こちらは、第2回景観審議会において、委員の皆様からのご質問やご意見を踏まえて、事業者から提出された対応策です。10月21日に事業者より送付され、事前に委員の皆様には共有させて頂いておりますが、ここで改めて確認のためご説明させていただきます。一つ目といたしまして、「にぎわい」の創出と「地域への貢献」を図るための計画についてです。図面上の①の箇所。水色に着色された場所を、イベント広場や災害時の避難場所、キッチンカースペースとして駐車場を開放すること。②の箇所では、災害時開放スポットとして歩行者用の通り抜け通路を設置すること。③の箇所では、道路沿い4か所に地域住民・歩行者・キッチンカー利用者用のベンチを設置すること。ベンチのイメージについては、左下の写真のとおりとなっております。それから二つ目といたしまして、「緑化計画」についてです。①の広場を囲む形で植樹や緑化面積の増と、⑤の箇所にシンボルツリーを設置することのございます。

続いて資料の2ページ目をご覧ください。検討策の三つ目といたしましては、外壁の使用色についてでございます。委員からのご意見を踏まえ、市の景観計画の色彩基準内で外壁色の調整を行うということで、外壁の大部分を占めることとなる、ベージュ色の部分をマンセル値1.25Y8の1から1.25Y8の2へ彩度を1上げることと、また外観の分節化を意図したガラススリット部分について、濃い目のダークグレー色のマンセル値をN4から2.5Y5の1へ変更するとなつてござ

	<p>います。</p> <p>以上が第 2 回審議会において委員から出された意見に対する事業者から示された対応策（改善策）でございます。本日はこれまでの審議会や事業者から示された改善案に基づきご審議をいただきまして、答申についてとりまとめくださいますようお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明ありがとうございました。確認です。10月17日の会議を経て、その後、事務局から事業者とやりとりしていただいた、ということで、事業者からの修正提案は配布の2ページ分のみでしょうか。</p>
事務局	<p>この2点でございます。</p>
議長	<p>この2ページ以外に、供用開始後の敷地内の運営については、特に修正案はないという認識でいいですか。</p>
事務局	<p>現時点においては詳細に事業者に対して意見を求めてないので、今のところは示されていない状況でございます。</p>
議長	<p>承知しました。</p> <p>本日の会議までに委員間での検討を踏まえ、景観審議会から市長宛の答申案を作成しております。お手元の資料をご覧いただいているかと存じます。</p> <p>盛り込んだ内容が適切か、他に必要な事項がないか、扱いが妥当か等について、意見交換をさせていただきたいと思います。</p> <p>重要な案件ですので、これより内容を読み上げます。</p> <p>「本件について景観審議会を開催し慎重に審査した結果、当該地区における景観形成基準・方針から鑑みて、いくつかの懸念事項があり、付帯意見に記す内容の対応があるならば、重大な支障は認められないものと考えます。本答申は景観審査に係る意見であり、建築基準法、都市計画法、消防法、その他の関係法令に基づく許認可等を拘束するものではなく、将来の景観計画や地区計画等の制度見直しを妨げるものではありません。また、印西市景観条例第4条では「事業者は、自らの事業活動が景観に与える影響に配慮し、市民及び市との協働により、積極的に景観まちづくりに努めなければならない。」と定められています。当該地区の景観形成の基準・方針では、商業・業務景観ゾーンにおける「賑わいと秩序を兼ね備えた魅力ある商業・業務地の景観形成」「地域の活力ある商業地の景観形成」、駅景観拠点における「各地域の玄関口にふさわしい、おもてなしの表情のある景観形成」、「人が賑わい、楽しむ景観形成」、「地域活動を活用した駅周辺の景観形成」等が定められています。これらを踏まえ、以下の付帯意見について事業者において適切に対応するよう求めますとなっております。</p> <p>付帯意見の一つ目は、考え方についてです。本エリアは駅に近接し、集合住宅及び商業施設が立地する地域であることから、景観への配慮については、一般的なデータセンターと比較して相対的に良好とすることだけに留まらず、市民が</p>

行き交う地域に立地する施設であることを考慮した計画が求められると考えます。

これは、考え方のコンセプトを伝えたい、ということです。

二つ目、市民が活用できるオープンスペースの供出について、市民が日常的に活用できるオープンスペース等を供出して、人が集い、賑わい、楽しむことができる景観の形成に努めること、としています。

三つ目、供用開始後の施設・敷地内運営についてです。竣工・供用開始後においては放置するのではなく、市民の行き交う場として、緑化の生育管理、夜間景観、設備の視認状況等について確認するとともに、近隣住民等の意見を聞く場を定期的に設けるなど、必要に応じて改善措置に努めること、としています。

四つ目、外壁の色彩について、外壁の色彩については印西市景観計画で定められている色彩基準の範囲内ではあるが、アクセント部分の色彩に関してはベース部分の色彩との自然な組み合わせを考慮し、色相 YR 系とするようにと、しています。この点は、後で滝沢委員に付加説明をうかがいたいと思います。

以上ですが、委員各位におかれましては、答申案の記載事項につき、追加すべき点や修正・削除の要否等について、忌憚のない意見をお願いします。いかがでしょうか。

はい。委員よろしくお願ひします。

委員

事業者側からの引継事項に関する回答についてですが、その中でベンチ等を複数設置する旨の記載がございました。ただ、来訪者や地域住民の利用を想定しますと、設置数はもう少し多い方が望ましいのではないかと考えております。これが一点目です。

もう一点は、答申案にも記載のある近隣住民の意見聴取の場についてです。開催回数をもう少し増やしていただき、そこで把握された必要な改善点がある場合には、企業側で対応可能な事項について、施設の完成前の段階から順次改善を進めていただければと思います。

議長

ありがとうございます。今のご意見は、3 では供用開始後としていますが、それ以前の計画・設計プロセスの中でも近隣住民の意見聴取の場は必要、ということですね。

さらに、2 で、広場的な空間を供出してほしいことは要求していますが、さらにもっと工夫をしていただきたい、という 2 点ですね。

関連して、市のご担当に確認させていただきたい点がございます。事業者のご回答では、イベント広場を災害時の避難場所等として活用すると記載されていますが、この表現ですとイベント実施時や災害時に限られ平常時には開放されないとも受け取れます。平常時においても当該広場を継続的かつ適切に供出・開放していただけけるのでしょうか。

事務局

こちらにつきましては当初より解放している場という説明を受けていたかと思います。フェンスで施設を囲っているのはもう少し内側の部分になってござい

	ます。先ほど委員よりベンチの場所も通常よりオープンスペースになっていて常時入っていけるというふうな計画だったと思っております。
議長	提案図面を見ると、この①の駐車場部分は、日常的には施設の専用駐車場として利用している。そういうことですよね。
事務局	はい、そうでございます。
議長	提案図面からは、広場として平常時に開放・供用されるのは③の箇所のみと見えますが、この認識は合っていますか。 私の質問の意図は、市民に供出していただく緑地の広場の面積を拡大できないかという点です。①はアスファルト舗装の駐車場として運用する計画に見えます。図面の水色部分については、その範囲をもう少し広げられないかという意見です。要するに、イベント時の開放とのご説明でしたが、平常時に開放・供用されるのは③のスペースのみであり、①は日常的にはアスファルト舗装の駐車場として運用され、交流・憩いの場としての機能や仕様は想定していない、と見えてしまいます。その認識で合っていますか？
事務局	事前に、事業者側から提示された計画に対して当方が行った指摘の中では、①のスペースについても、平常時に利用可能な開放スペースとして想定している旨の説明を受けております。事業者の事前の説明では、当該スペースは開放している場所である、という理解です。
議長	当該箇所①については緑化をしない計画でしょうか。①の水色で着色された部分に緑地を整備するのではなく、アスファルトによる舗装スペースとして計画しているということでしょうか。質問の意図は、緑化部分を増やす可能性はないか、ということです。確認お願いします。
事務局	はい、緑化ではないです。
議長	①の部分への市民側からの出入りにゲートは設けないということですね。
事務局	そのように事業者から伺っています。
議長	承知しました。もう一点、確認させていただきます。 樹木緑化について「市基準+300 平方メートル」との記載がありますが、ここでいう市基準の内容についてご説明をお願いします。
事務局	敷地の 5%以上を緑化とするという基準がございます。
議長	市基準は 5%に加え、約 300 平方メートルを上乗せ、ということですね。

	それでは、他の委員の皆様、ご意見やコメント、よろしくお願ひいたします。
委員	先ほどの委員のご発言と一部重複いたしますが、答申案の3につきまして意見を申し上げます。緑化、夜間景観、設備等に関する取組は、維持管理を含め実効性を担保することが不可欠であり、その観点から当該案は適切であると考えております。ただし、供用開始後に限定するのではなく、供用前の段階も含めて取り組むべきとの指摘については、私も同様の認識でございます。例えば、シンボルツリーの選定等について、今後、地元の皆様と面談の機会を設けて決定していくことができれば、地域への愛着が醸成され、地域に密着した景観配慮につながるものと考えます。
議長	ありがとうございます。3につきましては、供用前の指摘を同項に付加して記載するのか、供用開始の前後で分けて別項目として整理するのか、あるいは近隣住民の意見を聞く場を定期的に設けることを別項目として立てるのか、その整理方法は検討すべき点と考えます。 ほかにご意見いかがでしょうか。
委員	ただいまお二人の委員から頂戴したご意見を踏まえ、第3項につきましては、先ほどのご指摘の趣旨に沿うかたちで修正していただければと考えております。私からは色彩についてコメントしておりますが、現行の文章では意図がやや伝わりにくい表現になっていると感じております。そこで、私が本来お伝えしたかった点、すなわち事業者の皆様にお願いしたい事項について、この場でもう一度あらためて申し上げます。 改善前後の相違点について申し上げます。まず、ベースカラーにつきましては、彩度をやや高め、全体をより温かみのある方向へシフトしている点が一点ございます。次に、アクセント部分については、無彩色のダークグレー(N4)から、やや茶系を帯びたY系の色相へ振り、明度を4から5へ引き上げている点が挙げられます。明度を上げること自体は望ましい判断で、ベースカラー(明度8)に対してアクセントの明度が1段階上がる分、両者のコントラストが和らぎますので、修正の方向性としては適切と考えます。一方で、先方のご回答ではアクセント色を2.5Y5/1へ変更する旨の提案が示されていますが、この色は外壁に適用した際、グレーとも茶系とも判じがたい中途半端な印象となり、渋さというより“にごり”を感じさせるおそれがあります。とりわけ、ベースカラーの彩度を上げている分だけ、この中途半端な色が相対的にきれいに見えず、汚れて見える危険性がある点を懸念しております。配色のセオリーとして、暗い色ほど色相をわずかに赤み方向へ振ることで美しく見えやすくなりますが、今回のご提案はその逆で、より黄色みの強い方向へ振られています。そこで、アクセントはYR系へ振り直していただきたい、というのが私の趣旨です。これは単純に「茶色に」という意味ではなく、配色として美しく見えるラインに沿って、結果として茶系に読み取れるようなYR系へ修正してほしい、というお願いです。その点が誤解なく伝わるよう、記述を専門的かつ明確な表現にあらためていただけますと幸

	いです。以上、私が事業者の皆様にお願いしたい点の再確認でございます。
議長	ありがとうございます。勘違いされる可能性もあるということで、具体的な記載方法はいかがいたしますか。
委員	明度を上げること自体は評価しております。ただ、そのうえで申し上げたいのは、アクセントとなる色味について、もう少し自然に見える方向で再検討していただきたいという点です。表現としては、YR 系に限定するような断定的な書き方ではなく、「明度の調整は有効である一方、アクセントカラーは自然に見える範囲で再検討してください」といった、やんわりとした依頼の仕方が望ましいと考えています。なお、私としては、YR 系に振ることに必ずしも固執しておりません。たとえば、ニュートラル (N5) のような純粋な無彩色でも差し支えなく、むしろ重要なのは明度を適切に上げることそのものです。現行の進め方のままであると、場合によっては改善前よりも不快に感じられる配色になる可能性がありますので、その点を踏まえ、配色全体をもう一度きちんと見直していただければと思います。以上の趣旨で改めて記載いただけすると幸いです。
議長	事務局の方で修正案出させていただいてそれを私達委員で再修正するというやり方で進めますか。事務局、いかがですか。
事務局	申し訳ございません 4 番に関する委員のご質問についてですが、適切な記載方法したいので、もう少し具体的にご教示いただけますと幸いです。
委員	現在、アクセント部分の色彩につきましては、ベース部分の色彩との自然な組合せを優先に、明度は 5 のまま維持して差し支えありません。課題は明度ではなく、色相の問題だと考えております。ベースカラーとの関係で申し上げますと、二色で配色する際の基本として、明るい色は黄味寄りに、暗い色は赤味寄りに振るのが最もベーシックな手法ですが、現行の組合せはこの原則に則っていない構成になっております。 おそらく、日塗工の該当領域の中から使えそうな色を選定されたのだろうと拝察しますが、全体をベージュから茶系の雰囲気でまとめたいのであれば、アクセントにもう少し茶味を持たせる方向で再検討していただくのが望ましいと考えます。表現としては、「ベースとの自然な組合せを考慮し、明度は 5 のまま、色相を見直してください」といった穏当な書きぶりがよいかと存じます。 もっとも、こちらから具体的に「この色にしなさい」と特定の品番等を指示することはいたしません。ただし、修正案のご提示後も、必要に応じて再修正をお願いする場合があると思います。納得のいく仕上がりになるまで、配色全体をきちんと見直していただければ幸いです。検討には難しい点もあろうかと存じますが、以上の趣旨で再検討をお願いいたします。
議長	先方に誤解なく伝わる書き方に整える必要があると考えます。

委員	YR に振る旨は私が記載しておりますので、その点は差し支えないと考えます。ただし、なぜ YR に振るのかという理由説明はどうしても専門的になりがちです。この点について、どの程度まで踏み込んで記載するか、いかがいたしましょうか。
議長	何かこの参考資料を参考しながら、という書き方もあり得ますか。
委員	教科書に載っているような基礎的な根拠を示せればよいのですが、適切な参考先が見当たりません。いわゆる常識に属する事項を、どのようにわかりやすく伝えるかが課題だと考えています。
議長	そうですね。ただ、この点はご存じない方のほうが多いのが実情です。実際、他の景観に関する会議でも同様の提案を持ち込む事業者が少なくありません。したがって、「皆が当然に知っている」という前提で語るのは適切ではないと考えます。
委員	色彩の修正によって、かえって従前案より望ましくない結果となることは避けなければなりません。委員としてもその点に責任を感じておりますので、当方の意図が誤解なく正確に伝わるよう、記述・表現の明確化にご配慮いただければと思います。
議長	答申の記述の内容について、具体的には、提出後に事業者側から「このように対応します」といった報告・協議を行う場が設けられるのか、あるいは答申案を提出した時点で審議会としての関与が終了するのか。これらの点につきまして、事務局よりご説明いただけますでしょうか。
事務局	答申がまとまり次第、諮問に対する審議会からの答申として市に提出、市が受理します。景観に関する手続きの流れですが、まず事前協議書の提出があり、市は本答申の内容を踏まえて当該事前協議書に対する審査通知を行います。続いて、景観法に基づく届出書の提出となります。通常、届出書は事前協議の内容を踏まえて提出されることとなります。今回は答申に基づく市の通知内容を反映した届出になるものと見込んでおります。 その後、市は当該届出について、今回の答申および市からの通知との整合を確認し、改めて審査を行うプロセスがございます。
議長	本日の景観審議会は3回目ですけれども、4回目が行われるということになるのかどうか、事務局の想定を教えていただけますか。
事務局	本日の審議会で第3回目となりますけれども、答申がまとまり次第、市へ提出し受理されます。その内容を踏まえ、先に申し上げたとおり事前協議書に対する市

	<p>からの通知を行います。続いて、事業者から景観法に基づく届出書が提出される流れとなります。届出内容に応じて、必要に応じて改めて景観審議会を開催するか否かを判断することになりますが、答申の趣旨に沿った事業計画が事業者より提出される場合には、審議会の再開催は必ずしも必要はないものと考えております。なお、どのような場合でも、当該内容については事務局より委員各位へ適切に情報提供いたします。</p>
議長	<p>先ほどの 3 に関して、「供用開始後」と明記したのは、整備後における維持管理・運用まで責任を持って取り組むことを求め、その後の空間維持を担保するための趣旨であり、重要な指摘と捉えています。併せて、竣工・供用開始に至るまでの過程においても、近隣住民との意見交換や説明の機会を適切に設け、必要な改善を反映するプロセスを重視すべきだと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、「供用開始前」と「供用開始後」を分けて記載するか、あるいは住民意見の取り込みを独立の項として明確化する方向か、記述を整理したいと思います。</p> <p>色彩に関する事項は、4 から 5 にずらして記述することでいかがでしょうか。それ以外の点につきましても、ご懸念やご指摘があればお願ひします。なお、本件文書は景観審議会から市長宛の答申であり、事業者宛ではないので、語尾等の表現の確認もお願ひします。</p> <p>また、冒頭部の「重大な支障は認められないものと考える」という表現を、このまま用いるべきか、それとも「付帯意見に示す内容への対応がなされない場合には、各種の支障が生ずるおそれがある」と修正するか、表現上の整理が必要と考えています。適切でわかりやすい表現が良いと思います。</p> <p>また、印西市景観条例第 4 条の規定等を踏まえた論旨の展開として、一定の説得力があるものと考えています。</p> <p>一方で、市に質問したい点として、地区計画等の見直しに言及する場合の影響があります。見直しの流れを明示すれば、今回のような駅前の商業地域等におけるデータセンターの計画を、将来的には困難にすることができると想定されるので、「見直しを進めるべき」と踏み込んで記載するのが適当かどうか、市のお考えをお聞かせください。</p> <p>なお、紙資料でお示しした最初の二段落についても、上記の趣旨に照らし最終表現の調整が必要かどうか、併せて確認をお願いします。</p>
事務局	<p>地区計画の見直しにつきましては、本事業計画が本年 4 月に公になって以降、駅前エリアや住宅地におけるデータセンターの立地について、当該用途を明確に制限するための手法について検討を継続しております。現時点では作業進行中のため、具体的な見直し内容を確定的に申し上げる段階にはありませんが、市としては地区計画の変更に向けた検討作業を着実に進めているところです。</p>
議長	<p>したがって、「制度の見直しも考え得る」といった程度の表現まで踏み込んで記載してよいか、いかがでしょうか。</p>

事務局	本件は審議会からの答申であり、市として当該表現の可否をあらかじめ指示する立場にはございません。もっとも、審議会としての意見が示されれば、市はこれを重要な提言として受け止め、行政運営に適切に反映する方針です。
議長	<p>例えば、冒頭の三行については、景観形成基準・方針から鑑み、下記の理由により支障が認められる、したがって付帯意見に示す内容への対応を求める、と素直にわかりやすく書き起こすのがよいと考えます。現行案のような婉曲な書きぶりでは、「特に大きな問題はない」と受け止められる余地があり、意図が十分に伝わらない懸念があります。</p> <p>また、第二段落については、地区計画等の制度見直しが必要に応じて検討される、という表現か、地域住民の意見も踏まえながら市と連携しつつ積極的に検討を進めることが適当である、という旨を明記し、「制度の見直しの検討も考えられるのではないか」といった書き方に修正すべきかどうか。</p> <p>以上、これは個人の意見ではありますが、このような方向での修正が適切かどうか、他の委員の皆様のご意見をお願いします。</p>
委員	はい。私も同様の考えでして、どちらの表現でも丁寧に読めば意図は汲み取れるとは思いますが、より素直に理解いただくためには、当該箇所を一部修正していただくのがよろしいかと考えております。
委員	私も、冒頭部分の記述は先ほどのご提案どおり素直な書きぶりとし、いくつかの懸念事項が確実に存在することを明記したうえで、まずは付帯意見に示した事項への対応を確実に求める旨を率直に記すのが適切と考えます。
議長	ありがとうございます。それでは、委員の皆様から言い残したご意見・ご質問はございませんでしょうか。不明な点がございましたら、どのようなことでも結構です。
委員	事業者におかれでは、データセンター本体の設計変更は困難かと存じますが、周辺の外構・植栽・駐車場等については、一定の見直しや変更は可能ではないかと考えております。先ほど申し上げたとおり、近隣住民のご意見を建設後も必要に応じて継続的に聴取し、修正が可能な部分については、周辺との調和を図りつつ適切に改善していただければと思います。
議長	ありがとうございます。 今後、答申をどのように修正していけばよろしいでしょうか。
事務局	よろしいでしょうか。ありがとうございます。今回第3回目ということで、会長はじめ委員各位からのご意見・ご趣旨は概ね出尽くしたものと存じます。今後は本答申の内容の取りまとめに移りますが、事務局において一方的に皆様のご意

	<p>見を踏まえて全文を作成することはできませんので、本日の議論内容を事務局にて整理のうえ、最終的な文案は会長にお取りまとめいただき、その後に委員各位で最終確認を行う段取りとしたいと考えております。</p> <p>規程上、書面開催による審議・議決が可能です。最終的に会長が案文を取りまとめた段階で、当該案を各委員に回付し、可否をご回答いただく書面開催により決定する方法としてはいかがでしょうか。ご異議がなければ、その手順で進めさせていただきたく存じます。</p>
議長	<p>承知しました。答申文案の修正について、具体的には、3、4について私は方で修正案を作成し、5の色彩に関する事項は委員からのご意見を頂戴しつつ調整します。あわせて、冒頭の書き出し部分については事務局の協力を得て整えます。修正案は、なるべく近日中にお示しします。</p> <p>その後は委員各位からの最終調整の意見をいただいた上で、書面開催により答申の可否を最終決定する、という進め方でよろしいでしょうか。</p> <p>当初の予定では、本日、挙手により答申の賛否を確認することになっていましたが、その手続は後日、書面会議開催により賛否表明をする、という取扱いとし、もって本件を答申とすることを決定する、という理解で差し支えないか、合わせてご確認をお願いいたします。</p>
事務局	<p>では、本日お示ししている案は、まずはたたき台として位置付け、最終的には会長にお預けして取りまとめていただきます。ご指摘のとおり微修正等を加え、内容が整った段階になりましたら、書面開催により最終決定を行う方法で十分対応可能かと。</p>
議長	<p>最終確認です。本案を基に修正を加え、整った最終案を書面審議により答申決定とするという進め方で差し支えないか、確認させてください。</p> <p>本日はその確認までとします。</p>
委員	同意（参加委員全員）
議長	それでは、ほかに言い残した点や伝えておきたい事項はありますでしょうか。
委員	<p>先ほどの色彩に関する件ですが、案文を作成しましたので、皆様にご理解いただけるかご確認ください。</p> <p>外壁の色彩については、印西市景観計画で定める色彩基準の範囲内にあるものの、アクセント部分の色彩は再考を要する。具体的には、ベースカラーとアクセントカラーの明度差はコントラストが過度にならない水準で抑えられている一方、アクセントの色相をYR系へシフトし、彩度を若干高めることで、ベース部分の色彩との自然な組合せを図ること。やや踏み込んだ表現ではありますが、この書きぶりで趣旨は伝わりますでしょうか。</p>

議長	事業者にも理解できる表現であればよいと思います。 なお、本件は景観審議会から市長宛の答申ですので、記載の体裁について事務局のご示唆を賜りたく存じます。「市として事業者に対し、〇〇するよう指導・助言されたい」といった表現に改めるのが適当か、これまでの市内の前例等を教えてください。
事務局	市長から景観審議会へ諮問がなされ、本審議会は答申として市に提出いたします。4番の記載は事業者宛ての文面を想定するものではなく、答申を市が受理した後、その内容を踏まえて市から事業者へ通知いたします。したがって、当該箇所の表現は事業者への直接的な依頼等に改める必要はなく、現行のままで差し支えございません。
議長	承知しました。それでは、この方針で進めます。 私から3および4の修正文案を、メールでお送りします。5(色彩)は、提示案のとおりでお願いいたします。
事務局	あわせて、色彩の件は委員からのご提案を受領しておりますが、同時進行で、明日以降に担当から設計事業者側へ趣旨の照会を行います。意図が十分に伝わればそのまま進めますが、なお説明が必要となる場合には、改めて委員にご意見を伺う可能性がございますので、ご了承願います。
議長	近日中に最終案をメールで回覧し、最終確認をお願いします。その後、書面審議により賛否を確定する段取りとします。具体的な手続は、事務局からの指示で進めます。 以上で本日の審議事項は一通り終了しました。 本日は採決には至りませんでしたが、今後は書面審議に進みます。 それでは、議事の進行を事務局にお返しします。
事務局	斎尾会長ありがとうございました。議事次第第3その他に入ります。 次回の開催予定は先ほど申し上げましたように書面開催を予定していきたいと思いますので、また事務局の方から連絡させていただきます。その他、委員の皆様からご発言はございますでしょうか。
議長	これまでの第1回・第2回の議事録は、未公表となっていましたが、今後は公表されるという理解でよろしいでしょうか。
事務局	署名の確認ができ次第、公表の手続に入ります。よろしくお願ひします。 他は大丈夫でございましょうかね。本日の予定は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和7年度第3回印西市景観審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和7年11月17日に行われた印西市景観審議会の会議録は、事実と相違ないの
で、これを承認する。

令和7年11月25日

印西市景観審議会会长
会長
斎尾 直子

印西市景観審議会
会議録署名委員
滝沢 真美
